

平成 25 年 2 月

受益者の皆様へ

D I A Mアセットマネジメント株式会社

「アジア経済成長関連世界株投信」の信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび「アジア経済成長関連世界株投信」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり信託を終了させていただく予定でありますので、お知らせ申し上げます。

この信託終了（繰上償還）につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」および信託約款の規定に従い、書面による決議をもって実施する予定です。つきましては、本書面および書面決議参考書類をお読みいただき、信託終了（繰上償還）に関する議案の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」に記入のうえ、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。

何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 信託終了（繰上償還）の理由

平成25年1月31日現在、当ファンドの受益権口数が10億口を下回った状態となっているため、投資信託約款第47条第1項の規定に基づき信託終了日を繰り上げ、平成25年4月30日をもって償還させていただくための手続きをとらせていただきたいと存じます。

2. 信託終了（繰上償還）に係る書面決議の手続きおよび日程

① 受益者の確定	平成 25 年 3 月 15 日
② 書面による議決権の行使の期間	平成 25 年 3 月 15 日から平成 25 年 4 月 3 日まで
③ 書面による決議の日（信託終了の可否が決定される日）	平成 25 年 4 月 4 日
④ 本決議に対する反対者の買取請求期間	平成 25 年 4 月 5 日から平成 25 年 4 月 24 日まで
⑤ 信託終了（繰上償還）予定日	平成 25 年 4 月 30 日

本書面による議決権の行使については平成 25 年 3 月 15 日現在の受益者の方を対象としております。

本決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。その場合、平成 25 年 4 月 30 日をもって当ファンドの信託を終了いたします。

また、上記の受益者数および議決権口数による賛成を得られず本決議が否決された場合は、当ファンドの信託終了の手続きは行いません。書面決議の結果は弊社ホームページ【<http://www.diam.co.jp/>】で閲覧いただけます。

■書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、当ファンドの信託終了について賛成または反対される旨等をご記入の上、平成25年4月3日までに下記宛にご送付ください。平成25年4月3日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

[送付先住所]

〒100-0005

東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビルディング 5階

D I A Mアセットマネジメント株式会社

商品企画部内 「アジア経済成長関連世界株投信」信託終了に関する議決権行使書面受付窓口

[ご注意事項]

- ・同一の受益者の方が本信託終了につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使内容が異なるときは、すべての議決権の行使に関して無効とさせていただきます。
- ・議案についての賛否を記載する欄に記載がない「議決権行使書面」をご提出された場合は、賛成するものとさせていただきます。
- ・本決議におきまして議決権を行使されない場合（「議決権行使書面」をご提出されない場合）は、賛成するものとさせていただきます。
したがって、賛成いただける場合には特段のお手続きをとっていただく必要はありません。

■反対受益者の買取請求手続きについて

本決議が可決された場合において、信託の終了に反対した受益者の方は、以下の手続きにより、自己に帰属する当ファンドの受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。（信託の終了を実施することとなった場合の買取請求手続きについては、信託の終了の決議において反対した受益者の皆様にあらためてご案内させていただきます。）

また、信託の終了の決議に反対した受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではありません。なお、議決権の行使期間中・買取請求受付期間中ともに、通常通り当ファンドのご解約のお申込みを受付けます。ただし、買取請求を行った受益権については、解約のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

[買取請求の手続き]

- ①買取請求受付期間 平成25年4月5日から平成25年4月24日まで
- ②弊社より信託の終了の決議に反対した受益者に対し「買取請求のご案内」発送
- ③買取請求必要書類のご記入
- ④買取請求必要書類を販売会社の取扱部支店へご提出
- ⑤販売会社（弊社を經由）から受託銀行への買取請求必要書類の送付
- ⑥受託銀行での買取請求必要書類の受理および当ファンドの信託財産による買取りの実行
- ⑦受託銀行からご指定銀行口座への買取代金のお振込

上記の買取請求は、信託約款の変更に反対した受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、原則として受託銀行が買取請求必要書類を受理した日（上記⑥）の解約価額とします。なお、個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます。*

*税法が改正された場合には、上記の取り扱いが変更になることがあります。

買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振り込みいたします。なお、振込手数料および下記「買取計算書」送付費用はお客様負担として、買取代金から差し引かれます。併せて、受託銀行より買取計算書を買取請求書にご記入いただいたご住所へ郵送させていただきます。なお、上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の解約請求よりも日数を要する可能性があります。

以上

本状に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

D I A Mアセットマネジメント株式会社

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の理由及び相当性に関する事項

「アジア経済成長関連世界株投信」につきましては、平成22年4月12日の設定以来、信託財産の成長を図ることを目標として運用を行ってまいりましたが、純資産総額が著しく減少した状況が続いており、当ファンドの効率的な運用が困難な状況となっております。

加えて、平成25年1月31日現在、当ファンドの受益権口数は約3億638万口となっており、信託契約の解約の基準として、当ファンドの投資信託約款第47条第1項の規定に定める10億口を下回った状態となっております。

上記の理由から、弊社といたしましては、信託契約を解約し運用資産をお返しすることが受益者の皆様にとって最善の措置であると判断いたしましたため、信託終了日を繰り上げ、平成25年4月30日をもって償還させていただくための手続きをとらせていただきたいと思います。

2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

平成25年4月30日

3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件

特にございません。

4. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

特にございません。

5. 直近に作成された財産状況開示資料等

1 【財務諸表】

【アジア経済成長関連世界株投信】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成24年1月16日現在	当期 平成24年7月17日現在
資産の部		
流動資産		
預金	15,402,040	11,854,182
コール・ローン	11,769,858	6,628,312
株式	230,935,230	254,540,364
派生商品評価勘定	—	950
未収入金	8,621,073	5,430,591
未収配当金	259,116	813,231
流動資産合計	266,987,317	279,267,630
資産合計	266,987,317	279,267,630
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	1,570
未払金	8,977,538	9,303,474
未払解約金	—	937
未払受託者報酬	46,917	51,219
未払委託者報酬	1,072,933	1,171,357
その他未払費用	4,733	5,158
流動負債合計	10,102,121	10,533,715
負債合計	10,102,121	10,533,715
純資産の部		
元本等		
元本	301,803,641	302,905,084
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	*3 △44,918,445	*3 △34,171,169
(分配準備積立金)	30,674,412	32,970,668
元本等合計	256,885,196	268,733,915
純資産合計	256,885,196	268,733,915
負債純資産合計	266,987,317	279,267,630

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自	平成23年7月20日 至 平成24年1月16日	自	平成24年1月17日 至 平成24年7月17日
営業収益				
受取配当金		1,886,585		3,797,407
受取利息		6,081		6,915
有価証券売買等損益		△39,159,703		4,486,254
為替差損益		△18,148,941		5,458,799
営業収益合計		△55,415,978		13,749,375
営業費用				
受託者報酬		96,819		104,522
委託者報酬		2,213,958		2,390,004
その他費用		*1 634,903		*1 396,061
営業費用合計		2,945,680		2,890,587
営業利益又は営業損失(△)		△58,361,658		10,858,788
経常利益又は経常損失(△)		△58,361,658		10,858,788
当期純利益又は当期純損失(△)		△58,361,658		10,858,788
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△158,860		86,926
期首剰余金又は期首欠損金(△)		13,343,670		△44,918,445
剰余金増加額又は欠損金減少額		29,411		103,164
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		29,411		103,164
剰余金減少額又は欠損金増加額		88,728		127,750
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		88,728		127,750
分配金		*2 —		*2 —
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△44,918,445		△34,171,169

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期	当期
	平成24年1月16日現在	平成24年7月17日現在
*1 期首元本額	302,502,319円	301,803,641円
期中追加設定元本額	741,528円	1,843,400円
期中解約元本額	1,440,206円	741,957円
*2 特定期間末日における受益権の総数	301,803,641口	302,905,084口
*3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は44,918,445円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は34,171,169円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自平成23年7月20日 至平成24年1月16日	当期 自平成24年1月17日 至平成24年7月17日
*1 その他費用	その他費用の内訳は、監査費用(9,766円)、保管費用(614,605円)、配当に要する諸経費(10,532円)となっております。	その他費用の内訳は、監査費用(10,548円)、保管費用(385,513円)となっております。
*2 分配金の計算過程	<p>(平成23年7月20日から平成23年10月17日までの分配金計算期間) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(212,269円)及び分配準備積立金(30,726,811円)より分配対象収益は30,939,080円(1万口当たり1,024.83円)ですが、分配を行っておりません。</p> <p>(平成23年10月18日から平成24年1月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(255,262円)及び分配準備積立金(30,674,412円)より分配対象収益は30,929,674円(1万口当たり1,024.83円)ですが、分配を行っておりません。</p>	<p>(平成24年1月17日から平成24年4月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,241,523円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(405,108円)及び分配準備積立金(30,604,859円)より分配対象収益は32,251,490円(1万口当たり1,065.93円)ですが、分配を行っておりません。</p> <p>(平成24年4月17日から平成24年7月17日までの分配金計算期間) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,130,042円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(447,553円)及び分配準備積立金(31,840,626円)より分配対象収益は33,418,221円(1万口当たり1,103.26円)ですが、分配を行っておりません。</p>